

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年12月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也	欠席	8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	田中 幸子	2番	宮田 孝
----	-------	----	------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第47号議案から第50号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                説明を始めさせていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第47号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

                          議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は権利設定（使用貸借権）している農地を自己所有して耕作を行うためです。

**【議案説明】**

                          こちらは先月の総会で審議していただいた案件ですが、譲受人を単独から共有名義に変更するため、許可を取消して再度申請する形になりました。譲受人以外の申請内容自体の変更はないため、説明は省略します。

                          番号2番。申請事由は自宅隣接地で耕作を行うためです。

**【議案説明】**

                          貸人は高齢で耕作が困難になっていたところ、借人が本申請地を借りて耕作及び管理することで話がまとまったため本申請となりました。

                          本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、12月17日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地ではキュウリやナスなどを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

こちらの案件は、楽田地区で荒廃農地になっていた場所で、河村委員による耕作者と所有者へのアプローチにより農地法第3条の使用貸借権を設定し耕作することで解消に繋がりました。

議案書3ページをご覧ください。第48号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書4ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は住宅用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

譲受人は現在2世帯で住んでおり、今後のことを考え、現住所に近い申請地での住宅建築を考えました。そこで高齢のため耕作管理が困難な譲渡人と話がまとまったため本計画となりました。

本申請地は都市計画法第34条11号区域です。

地図資料の29ページをご覧ください。雨水は西側道路側溝にて処理します。汚水は浄化槽で処理後、雨水とともに西側道路側溝にて処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。許可基準は、右面36番、エ(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて、番号2番。転用の目的は蓄電所用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

譲受人は蓄電事業の会社であり、全国的なエネルギーの安定供給のための事業を行う法人です。全国各地に支店があり、中

部電力管内で電力需要があり、尾張地区内ですでに蓄電所の設置を行っております。再生可能エネルギーの電力の安定した供給のためにも、引き続き尾張管内での設置を考えております。

蓄電所の設置に伴い、近隣住居との距離の確保できる平坦地で、大型・普通車両が駐車、出入可能な場所などの条件を考えたところ本申請地が条件を満たす適地であり、譲渡人や隣接農地の耕作者との話もまとまったため、本計画となりました。

本案件は 1990 年頃より砕石敷にしていたため、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の 3 4 ページをご覧ください。雨水は場内排水施設へ集水して南側道路側溝にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書 5 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

### 【議案説明】

借人は昇降機部品や搬送機器部品の製造を営む法人です。事業の拡大に伴い、業務の効率化のため散在した工場の集約化を計画しております。その際、現在の工場の北隣にある駐車場を削り、工場を増築することで駐車場を別で確保する必要性がありました。駐車場用地を探していたところ、貸人と話がまとまったため本申請となりました。

地図資料の 3 7 ページをご覧ください。雨水は砕石敷を敷いて、敷地内にて浸透処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 6 番、ホ(ア)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの

類似施設の周囲概ね 500m（当該施設を中心とする半径 500m の円で囲まれる区域の宅地割合が 40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は 1km））以内の区域にある農地にある農地で、第 2 種農地に該当します。許可基準は、右側 34 番、オ-(イ)-b、イ-(イ)-c、d、g、h のいずれかに該当する場合で、表面右側 10 番、イ-(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

議案書の 6 ページをご覧ください。第 49 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の 7 ページをご覧ください。今月の案件は、3 件です。

#### 【議案説明】

整理番号 1 番については城東地区、番号 2 番から 3 番については、楽田地区となります。

なお、番号 1 番については、令和 7 年度の耕作放棄地解消活動で対象として挙げられていた場所であり、林推進委員による耕作者と所有者へのアプローチにより利用権を設定し耕作することで解消に繋がりました。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 50 号議案、犬山市農業委員会事務局規程の一部改正についてです。

#### 【議案説明】

議案書の 9 ページをご覧ください。国家公務員等の旅費に関する法律の改定に伴い、犬山市職員等の旅費に関する条例（令

和 7 年 条 例 第 2 5 号) が 全 部 改 正 さ れ、 職 員 が 出 張 し、 又 は 赴 任 し た 場 合 の 旅 行 を 旅 行 命 令 と 定 義 さ れ ま し た。 そ れ に 伴 い、 犬 山 市 農 業 委 員 会 事 務 局 規 程 も 一 部 改 正 に な り ま し た。 内 容 と い た し ま し て は、 犬 山 市 農 業 委 員 会 事 務 局 規 程 第 5 条 第 2 項 第 1 号 中 「 出 張 命 令 」 を 「 旅 行 命 令 」 に 改 め る 内 容 と な っ て お り ま す。

この訓令は令和 8 年 4 月 1 日より施行されます。

議案書の 10 ページをご覧ください。こちらは改正前と改正後の新旧対照表となっております。

それぞれ確認をお願い致します。

議案書の説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第 47 号議案から第 50 号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 　　ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15 分ぐらいということで、14 時 30 分まで地区審議をお願いします。

14 時 15 分 地区審議

14 時 30 分 開議

議長 　　それでは、総会を再開します。

第 47 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

安田委員 　　5 番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第47号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第48号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第48号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは本議案について可と決定しました。

                          続いて第49号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

                          1番について、城東地区お願いします。

安田委員                5番の安田です。

                          1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    2番から3番について、楽田地区お願いします。

田中委員                10番の田中です。

                          2番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

                          第49号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

                          【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは本議案について可と決定しました。

                          続いて第50号議案、犬山市農業委員会事務局規程の一部改正について、議案書に基づき承認を求めます。

                          全委員さんにお諮りします。

                          第50号議案、規定の一部改正を議案書のとおり承認してよいでしょうか。

                          【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

議案書の 11 ページをご覧ください。第 22 号報告、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の 12 ページをご覧ください。今月の報告は 1 件です。

議案書の 13 ページをご覧ください。第 23 号報告、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の 14 ページから 15 ページをご覧ください。今月の報告は 4 件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。